

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人相生会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成元年 7月31日

(4) 設立登記年月日 平成元年 8月 8日

(5) 役員及び評議員

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	医療法人相生会 宮田病院	5810163	福岡県宮若市本城 1636 番地	一般病床 85床 療養病床 133床
病院	医療法人相生会 墨田病院	なし	東京都墨田区本所1丁目 29番1号	一般病床 58床

病院	医療法人相生会 福岡みらい病院	0319426	福岡県福岡市東区香椎照 葉3丁目5番1号	一般病床 179床 療養病床 239床
病院	医療法人相生会 新吉塚病院	0213876	福岡県福岡市博多区吉塚 7丁目6番29号	療養病床 143床
病院	医療法人相生会 金隈病院	0211615	福岡県福岡市博多区金の 隈3丁目24番16号	療養病床 395床
病院	医療法人相生会 にしくまもと病院	7410084	熊本県熊本市南区富合町 古閑1012番地	一般病床 72床 療養病床 74床
病院	医療法人相生会 竜操整形外科病院	0113489	岡山県岡山市中区藤原21 番地の1	一般病床 111床
診療所	医療法人相生会 どうどうクリニック	1136860	東京都大田区仲池上1丁 目31番13号	一般病床 0床
診療所	医療法人相生会 ピーエスクリニック	0210351	福岡県福岡市博多区店屋 町6番18号	一般病床 19床
診療所	医療法人相生会 博多クリニック	なし	福岡県福岡市博多区店屋 町6番18号	一般病床 19床
介護老人 保健施設	医療法人相生会 介護老人保健施設光	4050380189	福岡県福岡市博多区吉塚 7丁目6番40号	入所定員 100名 通所定員 40名
介護老人 保健施設	医療法人相生会 介護老人保健施設楽陽園	4050380171	福岡県福岡市博多区金の 隈3丁目24番16号	入所定員 100名 通所定員 0名
介護医療 院	医療法人相生会 介護医療院かねのくま	40B0900017	福岡県福岡市博多区金の 隈3丁目24番16号	入所定員 45名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
宮田病院ケアプランサービス	福岡県宮若市本城723番地	
すまいるプラン博多	福岡県福岡市博多区吉塚7丁目6番29号	
金隈介護プランサービス	福岡県福岡市博多区金の隈3丁目24番16号	

にしくまもと病院指定居宅介護支援事業所	熊本県熊本市南区富合町古閑 1012 番地	
福岡みらい病院ケアプランセンター	福岡県福岡市東区香椎照葉 3 丁目 5 番 1 号	
通所リハビリテーションれんげ草	熊本県熊本市南区富合町古閑 1012 番地	
みやわか訪問看護ステーション	福岡県宮若市本城 723 番地	
訪問看護ステーション吉塚	福岡県福岡市博多区吉塚 7 丁目 6 番 29 号	
訪問看護ステーションきんもくせい	熊本県熊本市南区富合町古閑 1012 番地	
かねのくま訪問看護ステーション	福岡県福岡市博多区金の隈 3 丁目 24 番 16 号	
福岡みらい病院訪問看護ステーション	福岡県福岡市東区香椎照葉 3 丁目 5 番 1 号	
訪問看護ステーションりゅうそう	岡山県岡山市中区藤原 21 番地の 1	
みやわかヘルパーステーション	福岡県宮若市本城 723 番地	
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設) ホスピタウンハウス	熊本県熊本市南区富合町古閑 1012 番地	
宮田病院附属 サービス付き高齢者向け住宅 山桜	福岡県宮若市本城 723 番地	
みらい保育園	福岡県福岡市東区香椎照葉 3 丁目 5 番 1 号	
ひよこ保育園	福岡県宮若市本城 1636 番地	
宮田病院附属山桜デイサービス	福岡県宮若市本城 723 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 7 年 6 月 26 日 第 36 期決算（事業報告書等）報告承認の件
役員選任の件
役員退職慰労金の支給の件
- 令和 7 年 8 月 4 日 社員入社 の件
- 令和 7 年 12 月 25 日 第 37 期中間決算報告承認の件
仮称) 博多の森病院（金隈病院移転）、土地購入の件
- 令和 8 年 2 月 16 日 医療法人恵山会（丸山病院）経営権の承継の件
役員選任の件
- 令和 8 年 3 月 26 日 第 38 期収支予算及び事業計画承認の件
理事長選出の件
管理者交代の件
役員退職慰労金の支給の件

(4) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

様式第三号

法人名 医療法人 相生会
 所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

医療法人番号 00458

財 産 目 録
 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 26,952,133 千円
 2. 負 債 額 15,542,811 千円
 3. 純 資 産 額 11,409,322 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,295,028
B 固 定 資 産	17,657,104
C 資 産 合 計 (A+B)	26,952,133
D 負 債 合 計	15,542,811
E 純 資 産 (C-D)	11,409,322

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第二号

法人名 医療法人 相生会
所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

医療法人番号 00458

損益計算書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		26,237,214
2 事業費用		
(1) 事業費	24,979,750	
(2) 本部費	559,802	25,539,552
本来業務事業利益		697,661
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		916,617
2 事業費用		958,448
附帯業務事業損失		41,831
事業利益		655,830
II 事業外収益		
受取利息	1,742	
その他の事業外収益	608	2,351
III 事業外費用		
支払利息	66,309	66,309
經常利益		591,872
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,653	
賞与引当金戻入	25,911	
補助金収益	6,059	
受取保険金	119,458	153,082
V 特別損失		
固定資産除却損	20,492	
和解金	117,639	138,132
税引前当期純利益		606,822
法人税・住民税及び事業税	504	
法人税等調整額	△ 18,773	△ 18,268
当期純利益		625,091

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法 但し、未成業務支出金は個別法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっています。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

③ 長期前払費用

均等償却によっています。

④ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付の対象となる職員数は300人以上ですが、年齢や勤務期間に偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られないため、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
なお、控除対象外消費税は当期の費用として処理しています。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、確定した会計年度に一括して収益として計上しています。

固定資産の取得に係る補助金等のうち一定額以上のものについては、直接減額方式により圧縮記帳しています。

6 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

7 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

8 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科目	金額
土地	6,083,751 千円
建物	5,925,445 千円
計	12,009,196 千円

【担保に係る債務】

科目	金額
短期借入金	1,000,000 千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	6,543,786 千円
計	7,543,786 千円

9 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

10 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

11 重要な後発事象に関する事項

該当なし

12 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

- ① 有形固定資産の減価償却累計額 21,298,646千円
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引は次のとおりです。

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
建 物	1,358,876 千円	678,346 千円
医療用器械備品	11,518 千円	7,893 千円
什器備品	39,064 千円	5,494 千円
車 両	68,509 千円	39,209 千円
計	1,477,969 千円	730,942 千円

③ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

未払事業税	18 千円
減価償却超過額	51,181 千円
賞与引当金	245,388 千円
退職給付引当金	703,231 千円
役員退職慰労引当金	318,466 千円
貸倒引当金	86 千円
繰延消費税	37,114 千円
医業未収入金	6,538 千円
未払金	36,216 千円
繰越欠損金	70,092 千円
繰延税金資産小計	1,468,335 千円
評価性引当額	△336,808 千円
繰延税金資産合計	1,131,527 千円

※ 記載金額については、表示単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てて表示しています。

様式第四号

法人名 医療法人 相生会
所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

医療法人番号 00459

純資産変動計算書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)
(単位：千円)

	積立金			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和7年3月31日 残高	11,636,781	△ 852,550	10,784,230	10,784,230
会計年度中の変動額				
当期純利益		625,091	625,091	625,091
会計年度中の変動額合計	—	625,091	625,091	625,091
令和8年3月31日 残高	11,636,781	△ 227,459	11,409,322	11,409,322

様式第五号

法人名 医療法人 相生会
所在地 福岡市博多区店屋町6番18号

医療法人番号 00450

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建 物	23,011,292	266,470	51,709	23,226,053	15,657,097	536,244	7,568,955
	構 築 物	862,818	4,155	458	866,515	730,311	16,033	136,203
	医療用器械備品	2,776,563	275,922	209,078	2,843,407	2,291,131	238,196	552,275
	什 器 備 品	1,810,992	100,401	105,167	1,806,226	1,528,907	107,121	277,319
	車 両	67,593	-	5,584	62,008	61,307	1,007	700
	船 舶	13,363	-	-	13,363	-	-	13,363
	土 地	6,783,175	-	-	6,783,175			6,783,175
	建設仮勘定	30,090	255,811	10,290	275,611			275,611
	リース資産	1,104,863	11,018	18,418	1,097,464	1,029,889	45,526	67,574
	計	36,460,751	913,779	400,706	36,973,824	21,298,646	944,181	15,675,178
無形 固定 資産	電話加入権	133	-	-	133			133
	ソフトウェア	660,615	13,696	750	673,561	490,636	82,393	182,924
	水道施設利用権	4,392	680	-	5,072	4,085	236	987
	温泉利用権	3,600	-	-	3,600	915	180	2,685
	リース資産	58,372	-	-	58,372	54,718	7,366	3,653
	計	727,113	14,376	-	740,740	550,355	90,175	190,384
その 他の 資産	出 資 金	169	-	-	169			169
	長期貸付金	28,034	2,646	9,774	20,906			20,906
	敷金・保証金	282,044	9,075	763	290,357			290,357
	長期前払費用	115,040	30,789	22,190	123,639	43,407	7,694	80,232
	長期未収入金	28,085	5,095	6,529	26,650			26,650
	保険積立金	249,046	17,633	1,319	265,360			265,360
	繰延税金資産	1,112,754	18,773	-	1,131,527			1,131,527
計	1,815,174	84,012	40,576	1,858,609	43,407	7,694	1,815,202	

(注1) 医療用器械備品の当期増加額の主な内容は、手術支援ロボット33,000千円、リハビリ支援ロボット25,990千円であります。

様式第六号

法人名 医療法人 相生会

医療法人番号 00458

所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	27,539	27,966	1,581	25,958	27,966
賞与引当金	806,870	829,576	780,959	25,911	829,576
退職給付引当金	2,254,413	354,123	231,149	—	2,377,388
役員退職慰労引当金	1,264,302	43,551	231,226	—	1,076,627

1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

様式第七号

法人名 医療法人 相生会
所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

※医療法人整理番号 00458

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	1,000,000	0.719906	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	688,608	688,608	0.72225	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	6,543,786	5,855,178	0.72225	2031年9月～ 2040年11月
1年以内に支払予定の リース債務	58,260	27,280	—	—
リース債務(1年以内に支 払予定のものを除く。)	68,461	50,566	—	2028年9月～ 2032年11月
合 計	8,359,115	7,621,632	—	—

※ リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を、定額法により各事業年度に配分しているため、「平均利率」を記載しておりません。

長期借入金返済予定額	(千円)
1年超～2年以内 返済予定額	688,608
2年超～3年以内 返済予定額	682,295
3年超～4年以内 返済予定額	688,608
4年超～5年以内 返済予定額	694,921
5年超返済予定額	3,100,746
合計	5,855,178

リース債務返済予定額	(千円)
1年超～2年以内 返済予定額	20,686
2年超～3年以内 返済予定額	16,281
3年超～4年以内 返済予定額	7,941
4年超～5年以内 返済予定額	3,731
5年超返済予定額	1,925
合計	50,566

様式第八号

法人名 医療法人 相生会

※医療法人整理番号 00458

所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

有価証券明細表

【債券】

銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
—	—	—
計	—	—

【その他】

種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額 (千円)
出資金 6銘柄	—	169
計	—	169

様式第九の一号

法人名 医療法人 相生会
 所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

医療法人番号	00458
--------	-------

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	2,969,537	—	2,969,537	2,012	—	2,971,549
給与費	13,539,567	395,998	13,935,565	713,823	—	14,649,388
委託費	1,488,793	18,404	1,507,197	100,812	—	1,608,009
経費	2,538,293	143,802	2,682,095	119,294	—	2,801,389
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	4,443,560	1,597	4,445,157	22,505	—	4,467,663
計	24,979,750	559,802	25,539,552	958,448	—	26,498,001

様式第九の二号

法人名 医療法人 相生会
所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

医療法人番号 00458

事業費用明細表
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 材料費		
医療品費	1,293,347	
診療材料費	1,624,220	
医療消耗器具備品費	53,980	2,971,549
II 給与費		
給料・賞与	11,777,762	
法定福利費	1,758,363	
賞与引当金繰入	755,679	
退職給付費用	314,833	
役員退職引当金繰入	42,749	14,649,388
III 委託費		
検査委託費	111,858	
給食委託費	813,748	
寝具委託費	53,903	
衛生委託費	97,169	
清掃委託費	184,301	
業務委託費	258,903	
その他委託費	34,737	
患者外給食委託費	53,385	1,608,009
IV 経費		
福利厚生費	70,134	
消耗品費	84,264	
事務用品費	40,248	
地代家賃	111,220	
消耗器具備品費	206,664	
保険料	75,314	
修繕費	120,584	
減価償却費	961,256	
貸倒引当金繰入	1,968	
旅費交通費	29,126	
通信費	33,740	
水道光熱費	505,942	
運賃	460	
広告宣伝費	13,907	
接待交際費	23,527	
職員被服費	79,001	
車両費	26,664	
会議費	272	
図書新聞費	6,591	
リース料	49,044	
諸会費	15,509	
器機保守料	220,026	
燃料費	25,876	
寄付金	45,233	
雑費	48,704	
運営管理費	5,952	
飲食厚生費	149	2,801,389
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	—	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	—	
商品（又は製品）期末たな卸高	—	—
VI その他の事業費用		
臨床試験原価	3,456,445	
研修費	23,861	
支払手数料	84,129	
租税公課	903,004	
雑損失	222	4,467,663
事業費用計		26,498,001

様式 5

法人名 医療法人 相生会
所在地 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号

※医療法人整理番号 00458

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には統柄を記載する。

2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 相生会
理事長 浦江 明憲 殿

私どもは、医療法人相生会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私どもは、理事その他職員と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事その他職員及び監査法人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、監査法人から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月16日

医療法人 相生会

監事 津上 雅博
監事 栗原 英雄



独立監査人の監査報告書

令和8年6月12日

医療法人相生会
理事会 御中

監査法人 北三会計社
福岡県福岡市

指定社員
業務執行社員

公認会計士 原 田 光

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人相生会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第37期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外

にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上